

老人保健医療制度の改正について

平成18年10月1日から制度が改正されます

- ◎対象となる人 75歳以上（昭和7年9月30日以前に生まれた人）
◎負担割合 課税所得が145万円未満・・・1割負担
課税所得が145万円以上・・・3割負担



◎医療機関での窓口自己負担額の限度額

医療機関での窓口の限度額が変わります。（ ）内は10月1日改正前の金額・割合です。

区 分	自己負担限度額		自己負担割合
	外来（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）	
一定所得以上	42,000円	80,100円(72,300円)＋医療費が267,000円(361,500円)を超えた場合は、超えた分の1%を加算	3割(2割)
経過的措置（一般扱い）	12,000円	(40,200円) 44,400円	
一般	12,000円	(40,200円) 44,400円	1割
経過的措置	8,000円	24,600円	
低所得Ⅱ	8,000円	24,600円	
低所得Ⅰ	8,000円	15,000円	

- ※ 一定所得以上・・・負担割合が2割で、世帯の70歳以上の課税所得が213万円以上かつ総収入が単身世帯で484万円以上、複数世帯で621万円以上の受給者。
- ※ 経過的措置（一般扱い）・・・負担割合が2割で世帯の70歳以上の課税所得が145万円以上かつ総収入が単身世帯で383万円以上484万円未満、複数世帯で520万円以上621万円未満の受給者。
- ※ 一般・・・世帯の70歳以上の課税所得が145万円未満又は総収入が単身世帯で383万円以下、複数世帯で520万円未満の受給者。
- ※ 低所得Ⅱ・・・世帯全員が、住民税非課税であることが条件となります。
- ※ 低所得Ⅰ・・・世帯全員が住民税非課税であり、所得がなく、収入が一定以下
・単身世帯の場合、年金収入が約80万円以下
・夫婦二世帯の場合、年金等の収入が約160万円以下
・他に所得がないことが条件です。
・福祉年金受給者
- ※（経過的措置）・・・老年者にかかる住民税非課税措置の廃止に伴う経過的措置
低所得者世帯は、世帯全体が非課税の場合に適用されるが、老年者にかかる住民税非課税措置の廃止に伴い、世帯員のうち一部が課税者となった場合で、妻が非課税の場合は、低所得Ⅱの扱いとなる。

◎高額医療制度について

- ・自己負担限度額を超えると、役場から限度額を超える負担金について支給されます。
- ・平成18年度より、一度申請し口座番号を登録された方については、次回から自動振込みとなっております。

◎老人医療の限度額適用・標準負担額認定証について

低所得Ⅱ・Ⅰ・経過的措置対象者については、入院時の一部負担金や食事代が減額されますので、ご相談ください。